

～障害福祉サービス等の利用者負担額がある方へ～
利用者負担軽減措置のご案内

<制度の内容>

同一世帯に障害福祉サービス等を利用している方が複数いるなど、世帯における利用者負担額の合計が一定の基準額を超えた場合は、障害福祉課に申請すると「高額障害福祉サービス等給付費」、「高額障害児入所給付費」又は「高額障害児通所給付費」として返金されます。

【世帯について】

種別	合算の対象となる世帯の範囲
18歳以上の障害者 (施設に入所する18, 19歳は除く)	障害のある方(ご本人)とその配偶者
18歳未満の障害児 (施設に入所する18, 19歳を含む)	住民票上の世帯

【合算の対象となるサービス利用料】

以下のサービス等の利用にかかる利用者負担額が対象となります。

○介護保険法に基づくサービスの利用者負担額

(介護保険単独の利用ではなく、障害福祉サービスを併せて利用している方に限る)

※介護保険サービスの自己負担分については、高額介護サービス等の返金分を差し引いたものが対象となるため、前年度7月までの支払いが対象となります。

(例) 訪問介護、訪問看護、訪問入浴、通所リハビリ、福祉用具貸与など

○障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用者負担額

(例) 居宅介護、短期入所、生活介護、就労移行・継続支援、共同生活援助など

○補装具費の利用者負担額

(決定年月日に障害福祉サービスを併せて利用している方に限る)

○児童福祉法に基づく「障害児支援(入所・通所)」のサービスの利用者負担額

(例) 障害児通所支援(児童発達支援、放課後等デイサービス等)、障害児入所支援など

※ピンク色の受給者証の地域生活支援事業は本制度の対象外となります。

<支給される返金額>

世帯のサービス利用料(利用者負担額)の合計と基準額との差額が支給されます。

【基準額】37,200円

ただし、以下の場合に該当するときは、受給者証に記載されている利用者負担上限月額のうち、最も高いものが基準額となります。

ア 1人の障害児が2枚(紫とオレンジ色)の受給者証でサービスを受けている場合

イ 障害児のきょうだいがそれぞれサービスを受けている場合

<返金事例>

※事例ですので、下記以外でも対象となる場合があります。

対象が迷った際は、お気軽にご相談ください。

★例１：一人の方が障害福祉サービスと介護保険サービスを併用して利用している場合
(基準額＝３７，２００円)

【障害福祉サービス】利用者負担額：２０，０００円

→居宅介護、短期入所、生活介護、就労移行・継続支援、共同生活援助など

【介護保険サービス】利用者負担額：３０，０００円

→訪問介護、訪問看護、訪問入浴、通所リハビリ、福祉用具貸与など

【世帯の利用者負担額の合計】２０，０００円＋３０，０００円＝５０，０００円

【返金される金額】 ５０，０００円－３７，２００円＝１２，８００円

★例２：世帯内に障害福祉サービスを利用している人が複数いる場合
(基準額＝３７，２００円)

夫【障害福祉サービス】利用者負担額：２０，０００円

→居宅介護、短期入所、生活介護、就労移行・継続支援、共同生活援助など

妻【障害福祉サービス】利用者負担額：３０，０００円

→居宅介護、短期入所、生活介護、就労移行・継続支援、共同生活援助など

【世帯の利用者負担額の合計】２０，０００円＋３０，０００円＝５０，０００円

【返金される金額】 ５０，０００円－３７，２００円＝１２，８００円

★例３：一人の障害児が障害福祉サービスと児童福祉法のサービスを利用している場合
(基準額＝４，６００円)

【障害福祉サービス】利用者負担額：４，６００円

→居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、短期入所など

【児童福祉法のサービス】利用者負担額：３，０００円

→障害児通所支援、障害児入所支援など

【世帯の利用者負担額の合計】４，６００円＋３，０００円＝７，６００円

【返金される金額】 ７，６００円－４，６００円＝３，０００円

★例4：障害児の姉弟が障害福祉サービスと児童福祉法のサービスを利用している場合
(基準額＝4,600円)

姉【障害福祉サービス】利用者負担額：4,600円

→居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、短期入所など

【児童福祉法のサービス】利用者負担額：3,000円

→障害児通所支援、障害児入所支援など

弟【児童福祉法のサービス】利用者負担額：3,000円

→障害児通所支援、障害児入所支援など

【世帯の利用者負担額の合計】4,600円+3,000円+3,000円＝10,600円

【返金される金額】10,600円－4,600円＝6,000円

<手続きについて>

サービスの支給決定を受けている市役所への申請が必要となります。

申請に不備がない場合は、おおよそ1～2か月後に指定された口座へ振り込みます。

【申請時に提出するもの】

① 政令第43条の5第1項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書	<u>紫色の受給者証</u> のサービスについて利用者負担額を支払っている場合。
② 高額障害児給付費支給申請書	<u>オレンジ色の受給者証</u> のサービスについて利用者負担額を支払っている場合。
③ 支払額を証する書類（原本） 例）領収書（再発行も可） 領収証明書	返金の対象となる金額に係るものすべて。 紛失等により添付できない場合には、市へご相談ください。
④ 債権者登録申出書	<u>初めて申請</u> される場合。 <u>氏名・住所・支払口座等が変更</u> になる場合。
⑤ 介護保険サービスの利用状況等の照会同意書	<u>介護保険サービスに係る自己負担分</u> を申請する場合。 ただし、支給決定障害者が <u>亡くなっている場合には不要</u> 。
⑥ 申請予定者死亡により申請者等を変更する旨の申立書	支給決定障害者（①の申請書の場合）又は給付決定保護者（②の申請書の場合）が <u>亡くなっている場合</u> 。
⑦ 申請者と申立人の続柄を証明する書類 例）戸籍謄本 等	

※紫色の受給者証のサービスとオレンジ色の受給者証のサービスの両方で利用者負担額を支払っている場合、両方の申請書を提出する必要があります。

※書類の不足等がある場合には、お電話をさせていただきます。

申請書類の電話番号には、日中につながるものをご記入ください。

<Q & A>

Q 1：領収書等をなくしてしまいましたが、申請できますか？

A 1：原則として領収書等の添付をお願いしているところではありますが、紛失等により添付ができない場合には、障害福祉課にご相談ください。

Q 2：何年前の分まで申請できますか？

A 2：サービス提供月の翌月の1日、又は自己負担分の納付日の翌日のうち、古い方から5年間は申請ができます。